

教育実習における新型インフルエンザの対応について

平成 21 年 7 月 27 日
学校教育学部教務委員会
大学院学校教育研究科教務委員会

本学の教育実習期間中に実習校及び学内において新型インフルエンザが発生した場合の対応については、次のとおりとする。

なお、「実習校」とは、本学のカリキュラムに基き教育実習を行う附属校園及び公私立の協力校等（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、保育所及び児童福祉施設）をいう。

1. 実習校において新型インフルエンザが発生した場合の対応について

- 1) 教育実習期間中に実習校において新型インフルエンザが発生した場合の対応については、実習校の指示に従う。
- 2) 実習校が休校となった場合、学生は、休校期間中、自宅待機とする。
- 3) 実習校が学年閉鎖又は学級閉鎖となった場合は、実習校の指示に従い、自宅待機又は実習継続とする。
- 4) 実習校の休校、学年閉鎖又は学級閉鎖により自宅待機となった場合、待機期間終了後、実習校と相談の上、実習を再開する。また、自宅待機期間に相当する実習期間の延長を実習校に依頼する。延長期間については、実習校と協議の上、決定する。
- 5) 実習期間が延長されたため、大学の授業を欠席しなければならなくなった場合は、該当学生に対し、授業担当教員が個別に補講等の措置を行う。
- 6) 上記、1) から 4) については、あらかじめ、実習校に説明し、了解を得ておく。
- 7) その他、状況に応じ、実習校と協議の上、対応する。

2. 学内において新型インフルエンザが発生した場合の対応について

- 1) 教育実習期間中に学内において新型インフルエンザが発生した場合の対応については、学内の危機管理対策本部において検討の上、実習校及び学生に休校等の措置について連絡する。休校の場合は、休校期間等具体的な内容を連絡する。
- 2) 休校となった場合、休校期間終了後、実習校と相談の上、実習校において実習を再開する。また、休校期間に相当する実習期間の延長を実習校に依頼する。延長期間については、実習校と協議の上、決定する。
- 3) 実習期間が延長されたため、大学の授業を欠席しなければならなくなった場合は、該当学生に対し、授業担当教員が個別に補講等の措置を行う。
- 4) 上記、1) 及び 2) については、あらかじめ、実習校に説明し、了解を得ておく。
- 5) その他、状況に応じ、実習校と協議の上、対応する。